

事 務 連 絡
平成21年 7月30日

青森県健康福祉部 障害福祉課長 様

青森市保健所長
(公印省略)

手足口病の流行及び新型インフルエンザの受診方法変更について

本市における保健衛生行政については、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、青森県感染症派生動向調査において、2009年第28週(7月6日～12日)から市内で手足口病の警報が発令されております。手足口病は夏季に流行する傾向がありますので、今後の対応にご注意ください。

つきましては、別紙1を参考に手足口病の予防や発生時の対応について、十分留意するよう貴職から関係施設への周知をお願いします。

また、平成21年7月24日から、新型インフルエンザの病院受診の仕方等が変更され、季節性インフルエンザと同様に一般医療機関で受診できるようになりました。受診の際には、受診医療機関に電話連絡のうえ受診するよう周知をお願いします(別紙2参照)。

記

・添付資料

別紙1：手足口病について

別紙2：新型インフルエンザ情報

ご不明な点などがありましたら、青森市保健所保健予防課までお気軽にお尋ねください。

青森市保健所 保健予防課 地域保健チーム 担当：鹿内 電話 017 - 765 - 5282

手足口病について

【症状】

4歳位までの幼児を中心とした疾患であり、2歳以下が半数を占めるが、学童でも流行的発生がみられることがある。また、学童以上の年齢層の大半は既にこれらのウイルスの感染（不顕性感染も含む）を受けている場合が多いので、成人での発症はあまり多くない。

口腔粘膜、手掌、足底や足背などの四肢末端に2～3mmの水疱性発疹がある。発熱は約1/3に見られますが軽度であり、38℃以下のことがほとんどである。通常は3～7日の経過で消退し、水疱が痂皮を形成することはない。

【潜伏期間と感染経路】

3～5日の潜伏期において、主として咽頭から排泄されるウイルスによる飛沫感染でおこるが、便中に排泄されたウイルスによる経口感染、水疱内容物からの感染などもありえる。症状が消失した後も2～4週間の長期にわたり便中へのウイルスの排泄がある。

【予防策】

- ◎ 患者に近づかない
- ◎ 手洗いの励行。患者あるいは回復者、介護者に対して、特に排便後の手洗いを徹底させる。

【学校保健法での取り扱い】

- ◎ 学校で予防すべき伝染病1～3種に含まれていない。
- ◎ 主症状から回復した後もウイルスは長期にわたって排泄されることがあるので、急性期のみ登校登園停止を行って、流行阻止をねらっても、効果はあまり期待ができない。発疹だけの患児に長期の欠席を強いる必要はなく、また現実的ではない。
- ◎ 通常の流行状況での登校登園の問題については、流行阻止の目的というよりも患者本人の状態によって判断すればよいと考えられる。

参考：国立感染症研究所感染症情報センター

感染症の話「手足口病」

http://idsc.nih.go.jp/idwr/kansen/k01_g2/k01_27/k01_27.html